

このコーナーはPDF版では掲載していません。

有害鳥獣捕獲には免許が必要です

狩猟免許試験日程

区分	日時	場所	申込期限
第1回	7月13日(日) 午前9時～午後4時	山口県総合保健会館 (山口市吉敷下東3丁目1-1)	7月4日(金) 午後5時
第2回	7月27日(日) 午前9時～午後4時	下松市地域交流センター (下松市生野屋南1丁目11-1)	7月18日(金) 午後5時
第3回	8月24日(日) 午前9時～午後4時	柳井市文化福祉会館 (柳井市柳井3718)	8月15日(金) 午後5時
第4回	9月2日(火) 午前9時～午後4時	山口県総合保健会館 (山口市吉敷下東3丁目1-1)	8月26日(火) 午後5時
第5回	9月7日(日) 午前9時～午後4時	下関市菊川ふれあい会館 (下関市菊川町下岡枝117)	8月29日(金) 午後5時

※試験の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟者講習会が開催されます。

■問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002

岩国農林事務所 森林部 ☎0827(29)1567

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。周防大島町ではイノシシ・タヌキ・カラスを有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わる者は狩猟免許を取得し、山口県の狩猟者登録が必要です。
 山口県では今年度、狩猟免許試験が表の4か所で実施されます。この機会に捕獲に携わることが可能な方ぜひ、狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。(※町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています。)